

「館林城ゆめひろば」利用の手引き

1 目的

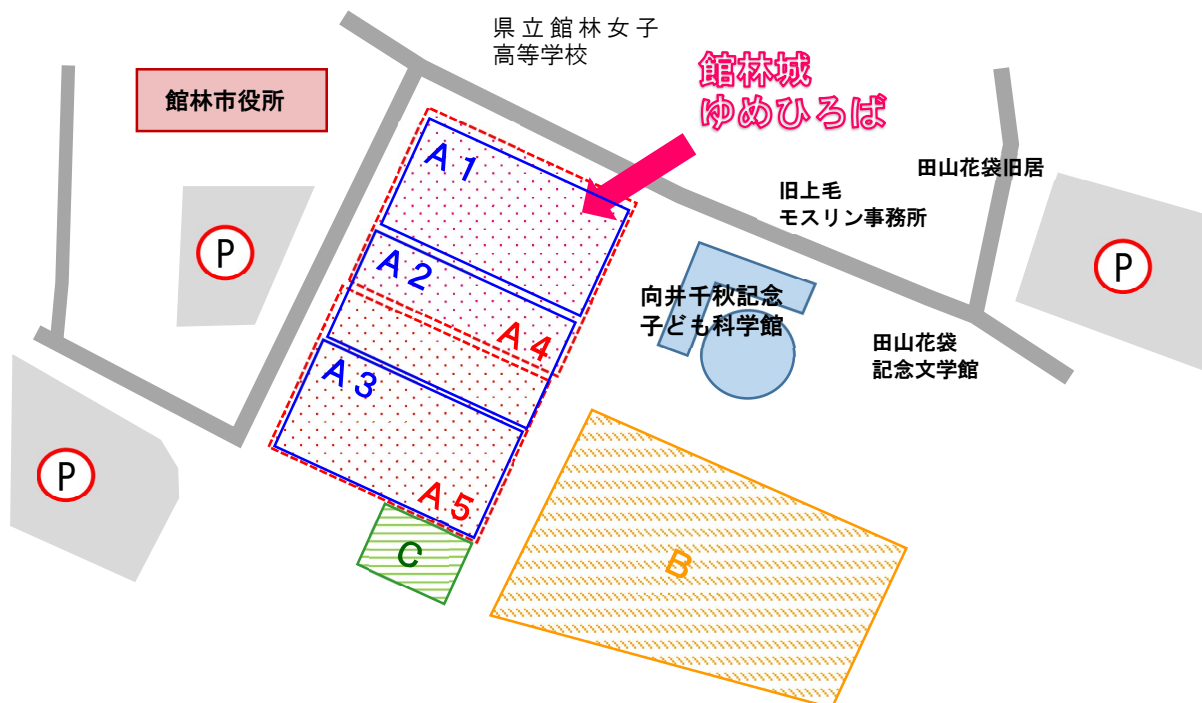
この手引きは、館林市が所有する「館林城ゆめひろば」（以下「ゆめひろば」という。）を適正に管理・運営し、市有財産の利活用並びに広く市民等の利便に供することを目的とします。

2 ゆめひろばの概要

（１）所在地

群馬県館林市城町１４番１号

（２）エリア名・面積・利用料金等



エリア名	面積	1日あたりの利用料金	
		通常時	営利目的の場合
A1エリア	各5,000㎡	各15,970円	各31,940円
A2エリア			
A3エリア			
A4エリア	各7,500㎡	各23,950円	各47,900円
A5エリア			
Bエリア	15,000㎡	47,910円	95,820円
A+Bエリア	30,000㎡	95,830円	191,660円
Cエリア	1,500㎡	4,790円	9,580円
A+B+C	31,500㎡	100,620円	201,240円

※最小面積（5,000㎡：A1、A2、A3）に満たない場合は、利用面積により利用料金を算出します。

※「営利目的」とは、申請者において入場料等により金銭を徴収し、支払った者のみがイベントに参加等ができる利用を指します。

※利用日には、会場準備及び片付け・撤収に要した日までの全てを含みます。

（３）設備状況

① 給水設備

給水管が引き込まれていますが、給水装置はありません。

② 排水設備

排水管が引き込まれていますが、排水設備はありません。

③ 電気・電話

電気供給設備および電話回線等の設備はありません。

※利用者がイベント等のために上記設備を使用する場合、事前に市の許可を得る必要があります。また、全ての手続き等は利用者の負担・責任で行っていただきます。

※利用に伴う必要な設備の確保については、利用者の負担と責任において関係機関と協議のうえ、実施してください。

※利用終了後は、利用者の負担・責任において原状復旧をお願いします。

※各種調整に時間を要することから、余裕を持った計画をお願いします。

3 利用日・時間

（１）利用日

原則として通年利用可能ですが、館林市が主催又は共催等をする事業が予定される場合はそれらが優先されます。

（２）利用時間

原則午前８時から午後６時まで

※利用時間とは、会場準備から片付け・撤収までの時間を含みます。

※上記時間以外の早朝・夜間等の利用については、申請内容を確認のうえ要相談となります。

4 事前利用予約

ゆめひろばの事前利用予約については、年2回を予定します。

(1) 毎年度上半期分（4月1日から9月30日）

前年度の9月上旬を目途に、市公式ホームページ等で情報提供を行い、事前利用予約の受付を開始します。

(2) 毎年度下半期分（10月1日から翌年3月31日）

前年度の3月上旬を目途に、市公式ホームページ等で情報提供を行い、事前利用予約の受付を開始します。

※事前利用予約の段階では、ゆめひろばの利用を確約するものではありません。

※利用内容に疑義がある場合は、事前相談のうえ事前利用予約をお願いいたします。

※事前利用予約後に、利用を取りやめる場合は、速やかにご連絡ください。

5 利用申込み

(1) 申請書の提出

「4 事前利用予約」が済んでいる方を対象として、原則、利用予定日の30日前までに、別紙の普通財産貸付申請書（略図を含む）を提出してください。

なお、申請内容によっては、追加資料（イベント当日のスケジュール表、会場利用状況図、念書等）の提出を求める場合がありますのでご対応いただきます。

(2) 許可書の交付

申請書の受理後、申請内容を審査し、利用の可否、利用料金、利用条件等を決定したうえで、許可書を交付します。

なお、市として、ゆめひろばの適正な管理・運営上支障があると認める場合については、利用を許可しない場合もあります。

6 利用料金の支払い

(1) 支払い方法

市が発行する納入通知書によりお支払いいただきます。

(2) 支払い期日

納入通知書受領後30日以内に納付してください。

※納付された利用料金は、原則として返還いたしません。

7 利用上の禁止行為

(1) 法令に違反する行為、または公序良俗に反する行為。

(2) 許可なく火気を使用し、または危険物を持ち込む行為。ただし、消防法上の届出が適

正に受理され、かつ市長が特に許可した場合はこの限りではない。

- (3) 周辺住民に著しい迷惑を及ぼす騒音や悪臭を発生させる行為。
- (4) 許可なくゆめひろばの一部を占有し、工作物を設置または改造する行為。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益となる行為。
- (6) 宿泊行為。
- (7) その他、ゆめひろばの適正な管理・運営上支障があると認められる行為。

8 注意事項

- (1) 利用者は、十分な事故防止対策を講じ、来場者等の安全確保に努めてください。
なお、市が必要と認めるときは、利用者の負担による事故防止対策、警備員または誘導員の配置など、必要に応じて許可条件に付与する場合がありますので、ご対応いただきます。
- (2) 近隣住民や店舗に迷惑とならないよう、音量、光、臭気等には十分配慮してください。
なお、申請内容により配慮が難しいと市が判断するものについては、利用の許可はできません。
- (3) ゆめひろば内は全面禁煙のため、喫煙は原則禁止です。
- (4) ゆめひろば利用後は、直ちに清掃を行い、搬入した機材および発生したごみ等を自らの責任で撤去し、原状に復してください。
- (5) 利用者が故意または過失により、ゆめひろばの設備または植栽等を毀損・汚損したときは、利用者にその損害を賠償していただく場合があります。
- (6) 市は、天災、事故、盗難、破損、その他不可抗力により利用者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (7) 市は、利用者が本手引きに違反したとき、または虚偽の申請があったときは、利用の許可を取り消し、または利用を中止させることができます。この場合において、利用者に損害が生じてても、市は賠償の責任を負いません。
- (8) 利用者は、ゆめひろば利用中における一切について責任を持ってください。
本手引きに違反したり、または虚偽の申請をした利用者については、次回以降、ゆめ

ひろばの利用を制限する場合があります。

- (9) 来場者用の駐車場は、原則として利用許可を受けた「ゆめひろば」のエリア内に確保してください。近隣施設の駐車場の利用を前提としたイベント計画は行わないで下さい。

9 その他

- (1) ゆめひろば利用後、三の丸南面駐車場公衆トイレの清掃（トイレットペーパーの補充を含む）にご協力いただきます。

使用後の清掃状況によっては、今後の使用を制限することがあります。

なお、イベントの規模や内容により、利用者負担において仮設トイレ等の設置を検討してください。

- (2) ゆめひろばの利活用促進のため、市公式ホームページ等において、申請内容に基づき市がイベント情報（開催日時、内容、主催団体、公開連絡先等）を掲載する場合があります。予めご承知おきください。

- (3) 市がゆめひろばを貸し付けるうえで適正な管理・運営に必要な事項については、本手引きのほか、館林市財産の使用、貸付、交換、譲与等に関する条例並びに館林市財務規則の規定に基づき、市において協議のうえ決定するものとします。

10 問い合わせ先

- (1) 担当部署

群馬県館林市城町1番1号

館林市 政策企画部 財産有効活用課 財産活用係

- (2) 連絡先

TEL：0276-55-4130

メールアドレス：zaikatsu@city.tatebayashi.gunma.jp

- (3) 対応時間

館林市役所開庁日：平日の午前8時30分から午後5時15分まで

令和8年7月作成

「館林城ゆめひろば」利用フロー

	利用者		市
	①事前利用予約	→	事前利用予約 受付 ※ 予約が重複していた場合には、受付をお断りさせていただきます。
申込～許可 約2週間 (土日祝日 を除く)	②利用申込み 【提出書類】 ・ 普通財産貸付申請書 ・ その他市が求める書類	→	利用申込み 受付 ↓ 申請資料を審査 ↓
	③普通財産貸付許可書、 納入通知書 收受	←	普通財産貸付許可書、 納入通知書 交付
納入通知書 受領後 30日以内	④納入通知書で利用料金を納 付(手引き6)	→	納入確認
利用日当日	⑤ゆめひろばを利用	←	鍵の貸し出し ※ 貸出場所は、許可書交付 時にお伝えします。